

地方税共同機構
第1回 運営審議会

平成31年4月17日(水) 12時
全国町村会館 2階 第1会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 会議規則の制定
- (2) 会長の選出
- (3) 会長代理の指定
- (4) 業務方法書(案)に対する意見

3 閉 会

地方税共同機構 第1回運営審議会 配布資料

議案第1号 地方税共同機構運営審議会会議規則について

議案第2号 地方税共同機構業務方法書（案）に対する意見について

○議案第1号

地方税共同機構運営審議会会議規則について

地方税共同機構定款第26条の規定により、地方税共同機構運営審議会会議規則を次のとおり定める。

地方税共同機構運営審議会会議規則

平成31年4月 日地方税共同機構運営審議会決定

(趣旨)

第1条 地方税共同機構運営審議会(以下「審議会」という。)の会議に関しては、地方税共同機構定款(平成31年3月22日総務大臣認可。以下「定款」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会の会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 審議会は、会長が招集する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(招集の通知及び欠席委員の意見提出)

第3条 会長は、前条第2項の規定により審議会を招集するときは、あらかじめ議題、日時及び場所を委員に通知する。

2 委員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意見を提出することができる。

(審議会の定足数)

第4条 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 緊急を要する事項又は軽易な事項については、前項の規定にかかわらず、書面又は持ち回りの方法による全委員からの意見聴取(以下「意見聴取」という。)をもって、会議が成立したものとみなすことができる。

(開会及び閉会)

第5条 出席委員の数が、前条第1項に規定する定足数に達したとき(前条第2項の規定により会議の成立とみなしたときを除く。)は、会長が開会を宣告する。

2 閉会は、会長が宣告する。

(発言)

第6条 委員は、発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(意見)

第7条 定款第25条第1項及び第3項の規定に基づく審議会の意見は、文書によって行う。

(会議録)

第8条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所又は意見聴取を行った日

(2) 出席委員の氏名又は意見聴取を行った委員の氏名

(3) 議事の要領

(4) その他必要な事項

2 会議録は、各委員に諮った上で公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月 日から施行する。

○議案第2号

地方税共同機構業務方法書（案）に対する意見について

地方税法第784条第5項の規定に基づき、次の業務方法書案について意見を聴取する。

地方税共同機構業務方法書（案）

平成31年4月 日 地方税共同機構代表者会議決定

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 内部統制に関する事項（第3条～第14条）
- 第3章 機構の業務に関する事項（第15条～第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号。以下「法」という。）第783条第1項の規定に基づき、地方税共同機構（以下「機構」という。）の業務方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 機構は、法第761条及び地方税共同機構定款（以下「定款」という。）第1条の目的を達成するため、法、他の法令及び定款並びにこの業務方法書の定めるところに従い、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

第2章 内部統制に関する事項

（内部統制に関する基本方針）

第3条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の行動規範を整備するものとする。

(役員の方掌等に関する事項)

第4条 機構は、理事長の意思決定を補佐する体制を整備するとともに、役員の方掌を明確にすることにより責任を明確にするものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第5条 機構は、内部統制の推進に関し、以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 業務執行に係る意思決定、経費支出の承認に係るチェック体制の構築
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針

(リスク評価と対応に関する事項)

第6条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

- (1) リスク管理体制の整備
- (2) 部門ごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析並びに把握したリスクに関する評価
- (3) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (4) 保有又は管理する施設の点検及び必要な補修等
- (5) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 業務継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害等の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第7条 機構は、情報システムの整備及び利用に関し、安全性、信頼性、効率性その他情報システムの適正を確保するために必要な措置を講じるものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第8条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、以下の事項を含む規程

等を整備するものとする。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスク管理が適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

ロ 情報漏えいの防止

二 個人情報保護に関する事項

イ 個人情報保護に係る点検活動の実施

ロ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の順守

（監事及び監事監査に関する事項）

第 9 条 機構は、監事及び監事監査に関し、以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

一 監事に関する事項

イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与

ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ハ 補助者の独立性

ニ 権限の明確化

二 監事監査に関する事項

イ 監事監査規程に基づく監査への協力

ロ 監査結果に対する改善状況の報告

ハ 監査報告の理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

イ 監事の重要な会議への出席

ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ハ 機構の財産状況を調査できる仕組み

ニ 監事と外部監査人との連携

ホ 監事と内部監査担当部門との連携

へ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（内部監査に関する事項）

第 10 条 機構は、内部監査担当部門を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査部門は、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第 11 条 機構は、内部通報及び外部通報に関し、以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

二 内部通報者及び外部通報者の保護

三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員及び監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(会計に関する事項)

第12条 機構は、会計規程を定め、入札、契約、公金の取扱いその他会計に関する事項を定めるものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第13条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、定款に基づき、機構の保有する情報の公開に関し必要な規程を整備するとともに、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するため、文書管理規程を整備するものとする。

(職員の人事管理に関する事項)

第14条 機構は、就業規則を定め、人事・懲戒その他職員の人事管理に関する事項を定めるものとする。

第3章 機構の業務に関する事項

(機構処理税務事務)

第15条 機構は、法第782条第1号に掲げる機構処理税務事務を行う。

2 前項の事務は、法及び他の法令の規定によるほか、法第785条第1項に規定する機構処理税務事務管理規程により行うものとする。

(地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修)

第16条 機構は、地方団体の職員に対し、地方団体の職員の実務能力の向上と地方団体相互の情報交換等に資する地方税に関する研修等を行う。

(地方税に関する調査研究)

第17条 機構は、地方税に係る諸問題についての検討会、ワーキンググループ等の設置等により、地方税に関する調査研究を行う。

(地方税に関する広報その他の啓発活動)

第18条 機構は、地方税制改正の内容をわかりやすく周知するためのポスターの作成等により、地方税に関する広報その他の啓発活動を行う。

(地方税に関する情報システムの開発及び運用)

第19条 機構は、地方税に関する情報システムの開発及び運用を行う。

(地方税に関する情報システムに関する事務の受託)

第20条 機構は、地方税に関する情報システムに関する事務の受託を行う。

(地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援)

第21条 機構は、地方団体に対し、地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者等の利便の向上に資する情報の提供その他の支援を行う。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、平成 31 年 4 月 日から施行する。